

## IV 事業の主なポイント

### ①借受け基準

公社(機構)は、農用地等としての利用が著しく困難な場合や農用地等を貸付ける可能性が著しく低い場合は、当該農用地は借受け出来ません。

### ②貸付け先決定ルールの基本原則

- 人・農地プラン等の地域合意を最大限に考慮し、農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の団地的利用になること。
- 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 地域農業の健全な発展につながること。

### ③契約の解除

公社が農地を借受けて2年を経過してもなお、受け手に農地を貸付ける見込みがないときは、県知事の承認を受け、契約を解除し農地を返還します。

### ④手数料の負担

公社は出し手・受け手双方から毎年借賃の0.5パーセントを手数料として頂きます。  
(H29年度支払・徴収分から引き下げ)

## V 農地の権利設定の流れ・スケジュール

①機構は、地域ごとに、定期的に農用地等の借受希望者(受け手)の募集を行い、認定農業者や新規参入希望者を含めて、借受希望者(受け手)の希望内容を公表します。

②機構に貸し付けようとする農用地等が出てきた時点で、地域、農用地等の状況を踏まえ機構の借受基準に沿って農地中間管理権を取得し、県知事の認可を受けて作成した貸付先決定ルールに即して、1の借受希望者(受け手)と協議を行い、貸付先を決定します。

③機構は、一定の地域について農用地利用配分計画を決定し、県へ認可申請をします。

④農用地利用配分計画を県が認可し、公表することで借受希望者(受け手)へ権利が移転します。

#### 人・農地プランとは?

「人農地プラン」は、農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地区の話し合いに基づきまとめる計画(プラン)です。

●今後の地区の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)は誰か。●地区の中心となる経営体へどうやって農地を集めるか。…等

問い合わせ先

最寄りの市町村・農業委員会・JA・円滑化団体等へ

〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

公益社団法人新潟県農林公社 ☎025-285-8442~3

ホームページ▶ <http://www.nochibank-niigata.com/>

# 農地中間管理事業の概要



## 農地集積バンク



農地中間管理機構

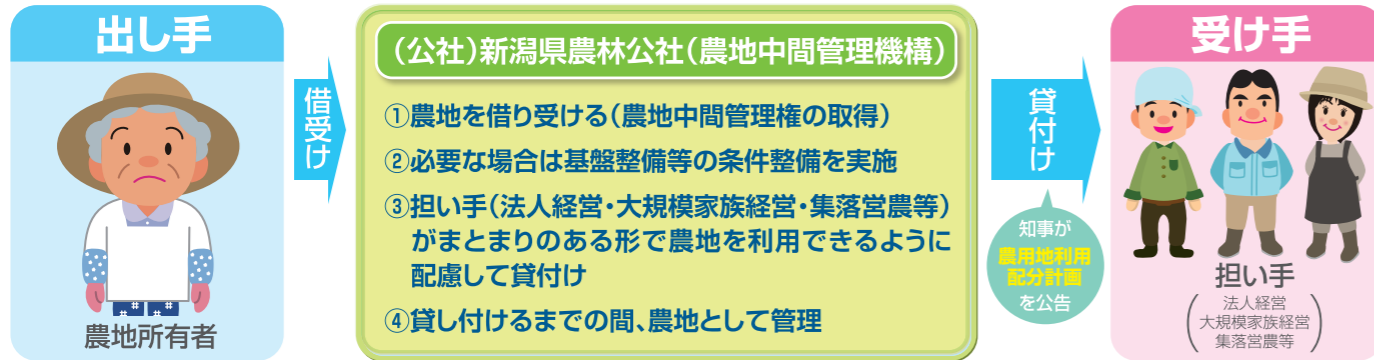


平成29年2月

公益社団法人 新潟県農林公社

# I 農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、農用地等を貸したい農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)への農用地の集積・集約化を進めるため、「農地集積バンク(農地中間管理機構)」が農用地の中間的受け皿となる事業です。



## 【農地中間管理権とは】

農用地等について、貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する賃借権又は使用貸借による権利並びに農地法に規定する利用権をいいます。

## 【農用地利用配分計画とは】

農地中間管理機構が定めた「農用地利用配分計画」を知事が公告することにより、農地の権利移動が行われます(農地法に基づく農業委員会の許可は不要)。これは、機構が受け手に貸し付ける手続きをできるだけ簡素化する観点から設けられた仕組みです。

# II 農地の出し手・担い手に対する支援

要件を満たせば「機構集積協力金」が受けられます。

## ① 農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)



※交付単価等については、平成29年2月時点の案であり、国での正式協議や予算配分の状況により変更になる可能性があります。

交付ルート

国

→

県

→

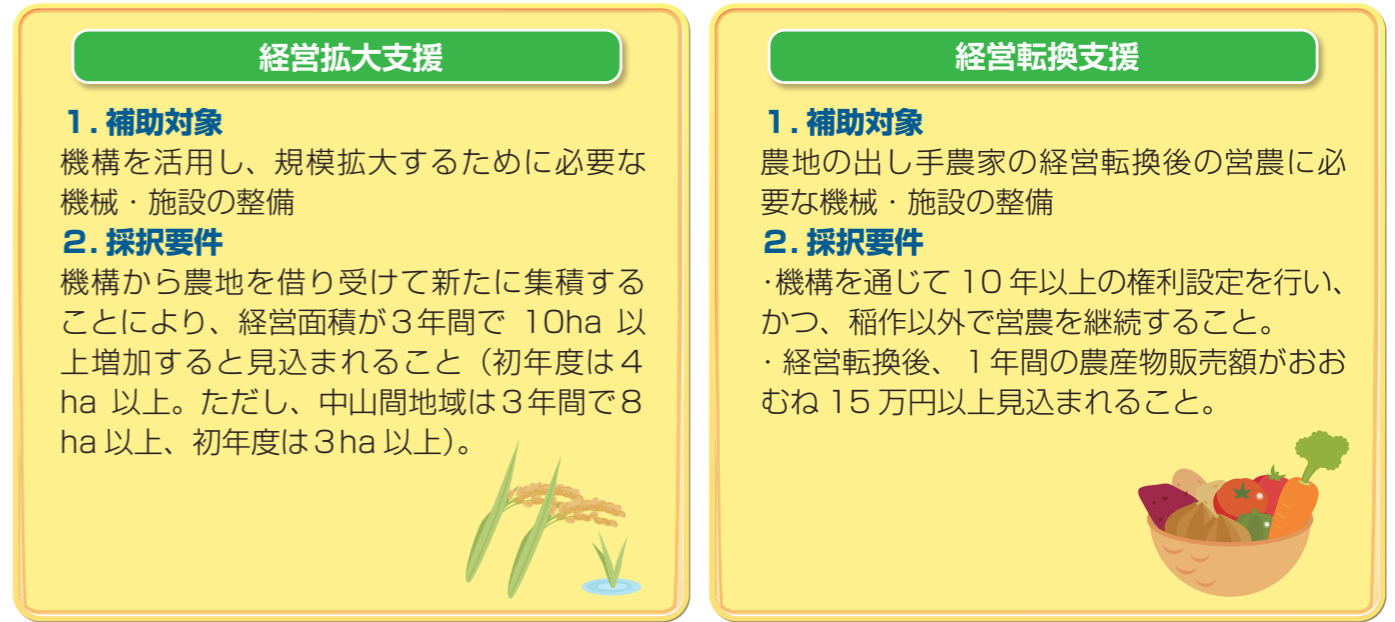
市町村

←申請  
→交付

農業者等

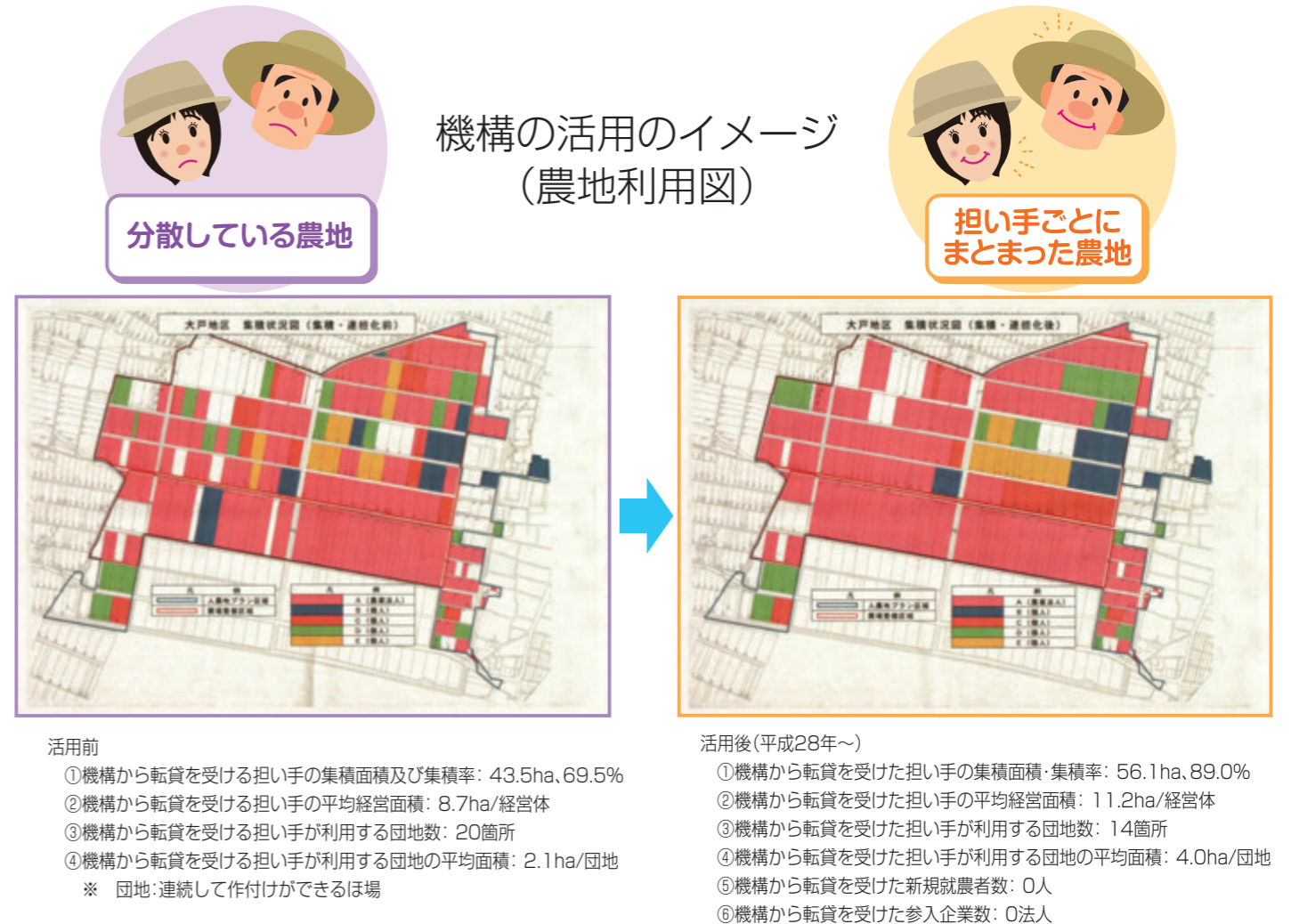
# ② 農地中間管理事業活用型経営発展支援事業(平成28年度県単事業・1.56億円)

出し手農家の経営転換や、担い手が機構を利用した規模拡大に必要な機械・施設の整備も支援しています。



# III 機構を活用して農地の集積・集約化に取り組んだ優良事例紹介

**新潟県弥彦村大戸地区** 圃場整備に合わせ、一時利用地指定後に農地中間管理事業を活用することで、担い手への農地集積・集約化と地域集積協力金による基盤整備の地元負担軽減を図った。



農地の集積・集約化で生産コスト削減!